



甲斐市立竜王小学校

いじめ防止基本方針

令和8年7月改訂
(平成26年11月策定)

甲斐市立竜王小学校 いじめ防止対策委員会



甲斐市立竜王小学校 いじめ防止基本方針



はじめに

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、竜王小学校のすべての児童が、安心して学校生活を送り、自己のよさや可能性を伸ばすことができる学校づくりを推進するために策定するものである。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

本校では、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識に立ち、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への適切な対応を、全教職員の共通理解と組織的対応により推進する。また、家庭、地域、教育委員会、関係機関等と連携し、いじめを生まない、見逃さない、深刻化させない学校づくりに努める。

Ⅰ いじめ防止に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめに該当するかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童の立場に立って行う。行為を行った児童にいじめの意図がなかった場合や、1回限りの行為であった場合であっても、当該児童が心身の苦痛を感じている場合には、いじめとして積極的に認知し、必要な対応を行う。

(2) いじめに関する基本認識

本校の全教職員は、次の認識に立って、いじめ防止等に取り組む。

- 1 いじめは、人間として絶対に許されない行為である。
- 2 いじめは、どの学校、どの学級、どの児童にも起こり得る。
- 3 いじめは、見えにくい場所や時間、インターネット上で行われることがある。
- 4 いじめの判断は、被害児童の立場に立って行う。

- 5 いじめの対応は、担任や一部の教職員だけで抱え込まず、学校全体で組織的に行う。
- 6 いじめの解消には、被害児童の安全確保と心のケアを最優先するとともに、加害児童への指導、周囲の児童への指導、保護者との連携を継続的に行う必要がある。
- 7 いじめは、家庭教育、地域社会、情報環境とも深く関わる問題であり、学校・家庭・地域・関係機関が連携して対応する必要がある。
- 8 いじめの重大事態を防ぐためには、平時からの備え、記録の蓄積、教職員研修、相談体制の整備が重要である。

(3) 本校の基本姿勢

本校では、すべての児童が安全で安心な学校生活を送る中で、自他を大切にし、互いに認め合い、支え合いながら成長できるよう、以下の姿勢で取り組む。

- 1 いじめを生まない学校・学年・学級づくりを進める。
- 2 児童の小さな変化やサインを見逃さず、早期発見に努める。
- 3 いじめの疑いがある段階で、速やかに組織で共有し、対応を開始する。
- 4 被害児童の安全確保を最優先し、継続的な支援を行う。
- 5 加害児童に対しては、行為の重大性を理解させるとともに、背景にある課題にも目を向け、再発防止に向けた指導・支援を行う。
- 6 いじめを見ていた児童、周囲にいた児童に対しても、自分たちの問題として考え、適切に行動できる力を育てる。
- 7 保護者、地域、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と適切に連携する。

2 いじめ防止等のための組織

(1) 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処を実効的に行うため、本校に「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。この組織は、いじめ防止対策推進法に基づく学校におけるいじめ防止等の対策のための中核的な組織であり、いじめに関する情報を集約し、組織的な対応方針を決定する。

(2) 構成員

「学校いじめ防止対策委員会」の構成員は、次のとおりとする。

- ・ 校長
- ・ 教頭
- ・ 教務主任
- ・ 生徒指導主任
- ・ 学年主任
- ・ 担任
- ・ 養護教諭
- ・ 特別支援教育コーディネーター
- ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，学校運営協議会委員，教育委員会担当者，警察，児童相談所，医療機関等の関係者

なお，協議する内容や事案の状況に応じて，構成員を柔軟に加えることができる。

(3) 主な役割

「学校いじめ防止対策委員会」は，次の役割を担う。

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定，見直し，点検に関すること。
- 2 いじめの未然防止に関する取組の企画・実施・評価に関すること。
- 3 いじめの早期発見に向けたアンケート，教育相談，日常観察等の実施及び結果の共有に関すること。
- 4 いじめ又はいじめの疑いに関する情報の集約，記録，対応方針の決定に関すること。
- 5 被害児童の安全確保，心のケア，学習保障に関すること。
- 6 加害児童への指導，支援，再発防止に関すること。
- 7 周囲の児童，学級，学年，学校全体への指導に関すること。
- 8 保護者への説明，連絡，相談，支援に関すること。
- 9 教育委員会及び関係機関との連携に関すること。
- 10 重大事態の疑いがある場合の判断，報告，調査，支援に関すること。
- 11 いじめ対応に関する記録の作成，管理，保存に関すること。
- 12 教職員研修の計画・実施に関すること。

(4) 開催

「学校いじめ防止対策委員会」は、定例会を学期に１回以上開催する。また、いじめ又はいじめの疑いがある事案を把握した場合は、速やかに臨時の委員会を開催し、事実確認、対応方針、役割分担、保護者連絡、関係機関との連携等を協議する。

3 いじめの未然防止の取組

いじめの未然防止は、すべての児童が安心して過ごせる学校・学級づくりを基盤として進める。本校では、児童一人一人が「自分は大切にされている」「自分にはよさがある」「友達と関わることは楽しい」と感じられる教育活動を充実させる。

(1) 学校教育目標を基盤とした教育活動の充実

本校の学校教育目標の実現に向け、情・意・体・知の調和のとれた教育活動を推進する。学校教育全体を通して、児童が自他のよさを認め、互いに支え合い、困難を乗り越えようとする力を育てる。

〈学校教育目標〉

「明るく元気な竜の子」の育成

〈具体目標〉

- ・た・・・助け合う子ども・・・（情）
- ・つ・・・強い心を持った子ども・・・（意）
- ・の・・・伸びゆく体の子ども・・・（体）
- ・こ・・・根気強く学ぶ子ども・・・（知）

(2) わかる授業・認め合う授業づくり

授業がわからないことによる不安や孤立感、劣等感は、児童の人間関係にも影響を与えることがある。そのため、すべての児童が学習に参加し、達成感や自己有用感を味わえる授業づくりに努める。

具体的には、次の取組を行う。

- 1 児童の実態に応じたわかりやすい授業を行う。
- 2 児童が安心して発言し、間違いから学べる学級風土をつくる。
- 3 友達の考えを聞き、認め合い、協働して学ぶ場面を設定する。

- 4 一人一人の努力や成長を具体的に認める。
- 5 特別な支援を必要とする児童への合理的配慮を行う。

(3) 学級経営の充実

児童が安心して生活できる学級づくりを進めるため、担任は日常的に児童理解に努める。また、学級内の人間関係を把握し、児童同士が互いに認め合える関係づくりを進める。

具体的には、次の取組を行う。

- 1 基本的な生活習慣、学習規律、言葉遣いを大切にする。
- 2 朝の会、帰りの会、係活動、当番活動等を通して、児童の所属感を高める。
- 3 児童の表情、発言、行動、友人関係の変化を日常的に観察する。
- 4 いじめアンケート、生活アンケート、教育相談、QU 検査等を活用し、学級の状況を把握する。
- 5 児童一人一人が役割をもち、学級に貢献できる場を設定する。

(4) 道徳教育・人権教育の充実

教育活動全体を通して、生命を大切にする心、自他を尊重する態度、思いやりの心、公正・公平な態度を育てる。特に、特別の教科道徳においては、いじめを自分の問題として考え、傍観者にならず、よりよい行動を選択する力を育てる。

具体的には、次の取組を行う。

- 1 「いじめは絶対に許されない」という認識を育てる。
- 2 相手の立場や気持ちを考える学習を充実させる。
- 3 多様性を認め合う態度を育てる。
- 4 困っている友達に気づき、声をかけたり、大人に相談したりする力を育てる。
- 5 人権感覚を高める授業や活動を計画的に行う。

(5) 児童の主体的な活動の充実

児童会活動、委員会活動、たてわり班活動、学校行事等を通して、児童が主体的によりよい学校づくりに参画する機会を設ける。

具体的には、次の取組を行う。

- 1 あいさつ運動、思いやり活動、なかよし活動等を児童主体で行う。

- 2 異学年交流を通して、思いやりや責任感を育てる。
- 3 児童が学校生活の課題を話し合い、解決策を考える場を設定する。
- 4 いじめ防止に関する児童会の取組を支援する。

(6) 体験活動の充実

自然体験，社会体験，福祉体験，勤労生産体験，地域との交流活動等を通して，児童の豊かな心と社会性を育てる。また，体験活動を通して，他者と協力すること，役割を果たすこと，感謝すること，命を大切にすることを学ばせる。

(7) 情報モラル教育の充実

インターネット，SNS，オンラインゲーム，動画投稿サイト，メッセージアプリ等を通じたいじめやトラブルを防ぐため，発達段階に応じた情報モラル教育を計画的に行う。

児童には，次の内容を指導する。

- 1 人を傷つける言葉や画像を送信・投稿しないこと。
- 2 匿名であっても発信者が特定されることがあること。
- 3 一度拡散した情報は完全に消すことが難しいこと。
- 4 からかい，悪口，仲間外れ，無断撮影，画像の加工や拡散もいじめや犯罪につながる場合があること。
- 5 困ったときは一人で抱え込まず，保護者や教職員に相談すること。

(8) SOS の出し方に関する教育

児童が悩みや不安を抱えたときに，信頼できる大人や相談機関に相談できるよう，SOS の出し方に関する教育を行う。また，友達の異変に気づいたときには，児童だけで解決しようとせず，すぐに教職員や保護者に知らせることの大切さを指導する。

(9) 保護者・地域への啓発

学校だより，学年だより，ホームページ，保護者会，PTA 活動，学校運営協議会等を通して，本校のいじめ防止基本方針や取組について周知する。特に，スマートフォン，タブレット，ゲーム機等の使用については，家庭でのルールづくり，フィルタリング，利用時間，投稿内容，オンライン上の人間関係について，保護者と連携して啓発を行う。

4 いじめの早期発見の取組

いじめは、大人の見えないところで行われたり、遊びやふざけに見える形で行われたりすることがある。そのため、教職員は、児童の小さな変化を見逃さず、いじめの疑いがある段階で組織的に対応する。

(1) 日常観察の充実

教職員は、次のような場面で児童の様子を観察し、気になる変化を把握する。

- 1 登校時，朝の会，健康観察
- 2 授業中の表情，発言，学習への参加状況
- 3 休み時間，給食，清掃，移動教室
- 4 帰りの会，下校時
- 5 保健室，職員室への来室状況
- 6 欠席，遅刻，早退，体調不良の増加
- 7 持ち物の紛失，破損，汚れ
- 8 友人関係，グループ関係の変化

気になる様子を把握した場合は、担任だけで判断せず、学年主任、生徒指導主任、管理職等に報告し、組織で共有する。

(2) アンケートの実施

いじめの早期発見のため、いじめアンケートや QU 等の検査を定期的の実施する。実施後は、担任が内容を確認し、気になる記述がある場合には速やかに聞き取りを行う。必要に応じて、「学校いじめ防止対策委員会」で共有し、対応方針を決定する。アンケートは、児童が安心して記入できる方法で実施し、記入内容の取扱いに十分配慮する。また、アンケート結果及び聞き取り記録は、学校として適切に保管する。

(3) 教育相談の充実

児童が悩みを相談しやすい環境を整えるため、定期的な教育相談を実施する。また、日常的な声かけや個別面談を通して、児童との信頼関係を築く。必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等と連携し、児童や保護者への支援を行う。

(4) 保護者からの情報把握

保護者からの相談や連絡は、いじめの早期発見につながる重要な情報である。保護者から児童の様子について相談があった場合は、丁寧に聞き取り、事実確認を行い、必要に応じて「学校いじめ防止対策委員会」で共有する。

(5) 教職員間の情報共有

児童の様子に関する情報は、職員打合せ、学年会、生徒指導部会、「学校いじめ防止対策委員会」等で共有する。情報共有に当たっては、個人情報の取扱いに留意しながら、必要な教職員が必要な情報を把握できるようにする。

5 いじめへの対応

いじめ又はいじめの疑いがある事案を把握した場合は、被害児童の安全確保を最優先し、速やかに学校いじめ対策委員会で情報を共有する。対応は、担任一人に任せるのではなく、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に行う。

(1) 初期対応の基本

いじめ又はいじめの疑いを把握した教職員は、次の対応を行う。

- 1 被害児童の安全を確保する。
- 2 速やかに管理職、生徒指導主任、学年主任等に報告する。
- 3 必要に応じて、被害児童を安心できる場所に移し、心身の状態を確認する。
- 4 関係児童から個別に聞き取りを行い、事実関係を確認する。
- 5 聞き取り内容、日時、場所、対応者、児童の発言等を記録する。
- 6 「学校いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、対応方針と役割分担を決定する。

(2) 事実確認

事実確認は、関係児童を個別にし、落ち着いた環境で行う。聞き取りでは、決めつけや誘導を避け、児童の話を丁寧に聞く。複数の教職員で対応し、聞き取り内容を記録する。

確認する主な内容は、次のとおりである。

- 1 いつ、どこで、誰が、誰に、何をしたのか。
- 2 どのような言葉や行為があったのか。
- 3 周囲に誰がいたのか。

- 4 以前から同様のことがあったのか。
- 5 インターネット，SNS，オンラインゲーム等が関係しているか。
- 6 被害児童がどのような苦痛を感じているか。
- 7 生命，身体，財産に関わる危険がないか。

(3) 被害児童への支援

被害児童に対しては，次の支援を行う。

- 1 「あなたは悪くない」という姿勢を明確に伝える。
- 2 安全に学校生活を送るための具体的な方策を講じる。
- 3 必要に応じて，座席，登下校，休み時間，学習場所等を調整する。
- 4 養護教諭，スクールカウンセラー等と連携し，心のケアを行う。
- 5 学習の遅れや不安がある場合は，学習支援を行う。
- 6 継続的に面談を行い，心身の状態を確認する。
- 7 保護者に事実と学校の対応方針を丁寧に説明し，連携して支援する。

(4) 加害児童への指導・支援

加害児童に対しては，いじめ行為の事実を確認した上で，行為の重大性を理解させ，反省を促し，再発防止に向けた指導を行う。同時に，加害児童の背景にある不安，ストレス，人間関係，家庭状況，発達上の特性等にも目を向け，必要な支援を行う。

具体的には，次の対応を行う。

- 1 いじめは決して許されない行為であることを指導する。
- 2 被害児童の心身の苦痛に気づかせる。
- 3 自分の行為を振り返らせ，今後の行動を考えさせる。
- 4 必要に応じて，保護者と連携し，家庭での指導・支援を依頼する。
- 5 スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等と連携し，再発防止に向けた支援を行う。
- 6 被害児童との安易な謝罪の場を設定せず，被害児童の心情と安全を最優先に判断する。

(5) 周囲の児童への指導

いじめを見ていた児童，同調していた児童，傍観していた児童に対しても，必要な指導を行う。いじめを見たときに，はやしたてたり，見て見ぬふりをしたりすること

も、いじめを助長することにつながることを理解させる。また、困っている友達に気づいたときには、自分たちだけで解決しようとせず、信頼できる大人に相談することの大切さを指導する。

(6) 保護者への対応

いじめが確認された場合、被害児童及び加害児童の保護者に対して、事実関係、学校の対応方針、今後の支援・指導について丁寧に説明する。説明に当たっては、個人情報や関係児童への配慮を行いながら、必要な情報を適切に伝える。同時に、保護者からの不安や要望を丁寧に受け止め、継続的に連絡を取り合い、学校と家庭が連携して児童を支援する。

(7) 関係機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われる可能性がある場合や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合には、甲斐市教育委員会に報告するとともに、警察等の関係機関と連携して対応する。また、児童の心身の状況や家庭環境等に応じて、児童相談所、医療機関、福祉機関、法務局、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携する。特に、暴行、傷害、恐喝、窃盗、器物損壊、強要、脅迫、名誉毀損・侮辱、性的な画像や動画に関わる事案等、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものについては、学校だけで解決しようとせず、甲斐市教育委員会への報告と併せて、甲斐警察署に相談・通報し、連携して対応する。

(8) いじめの解消の判断

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態をいう。

- 1 いじめに係る行為が90日以上止んでいること。
- 2 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、いじめが再発する可能性があることを踏まえ、教職員は継続的に見守りを行う。学校は、被害児童及び保護者への面談等を通して、心身の苦痛がないことを確認する。

(9) 記録の作成・保存

いじめ又はいじめの疑いに関する相談、報告、聞き取り、保護者連絡、会議、指導、支援、経過観察等については、学校として記録を作成し、適切に保存する。記録は、事実に基づいて客観的に作成し、個人情報の管理に十分留意する。

記録する主な内容は、次のとおりである。

- 1 事案を把握した日時、場所、把握者
 - 2 関係児童
 - 3 事案の概要
 - 4 聞き取り内容
 - 5 「学校いじめ防止対策委員会」での協議内容
 - 6 対応方針及び役割分担
 - 7 保護者への連絡内容
 - 8 教育委員会及び関係機関との連携内容
 - 9 指導・支援の経過
 - 10 解消の判断及び継続的な見守りの状況
-

6 警察との連携強化

(1) 基本的な考え方

学校と警察は、児童を加害に向かわせず、被害に遭うことから守るなど、児童の健全な育成と安全確保の観点から重要なパートナーである。本校では、児童の命と安全を守ることを最優先に、いじめ事案の内容や緊急性に応じて、甲斐市教育委員会及び甲斐警察署と連携して対応する。また、警察との連携は、重大な事案が発生した後に限るものではなく、平時から相談しやすい関係を築き、必要に応じて情報共有や助言を受けることができる体制を整えておく。

(2) 平時からの連携体制

本校では、次の取組を通して、警察との連携体制を整える。

- 1 甲斐警察署、スクールサポーター等との連絡窓口を明確にする。
- 2 必要に応じて、生徒指導上の課題、ネット上のトラブル、児童の安全に関わる事案について相談できる関係をつくる。
- 3 教職員に対して、どのような事案で警察に相談・通報する必要があるかを周知する。
- 4 情報モラル教育、防犯教室等において、警察等の関係機関と連携した指導を行う。

- 5 警察に相談・通報すべき事案について、保護者にも年度初めや必要な機会に周知する。

(3) 警察に相談・通報すべき事案

次のような行為が確認された場合、又はその疑いがある場合には、いじめとしての対応に加え、犯罪行為に該当し得るものとして、甲斐市教育委員会に報告するとともに、甲斐警察署へ相談・通報する。

- 1 繰り返し殴る、蹴る、物を投げつけるなどの暴力行為。
- 2 刃物等を用いてけがをさせるなど、身体に危険を及ぼす行為。
- 3 金品を要求する、現金やオンラインゲームのアイテム等を無理に購入させる行為。
- 4 持ち物を盗む、隠す、壊す、汚すなどの行為。
- 5 危険なこと、苦痛に感じることを無理にさせる行為。
- 6 危害を加えると脅す、裸の写真や動画等を拡散すると脅す行為。
- 7 インターネット上に実名や画像等を用いて誹謗中傷を書き込む行為。
- 8 性的な画像や動画を撮影させる、送信させる、所持する、拡散する行為。
- 9 「死ね」などの言葉により、自傷や自殺を促すような行為。
- 10 その他、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのある行為。

(4) 相談・通報の判断

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合には、直ちに甲斐警察署に通報し、適切な援助を求める。また、学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、被害児童及び保護者の安心感につながる場合があることを踏まえ、甲斐市教育委員会と相談の上、警察に相談・通報する。警察に相談・通報した事案については、教育委員会にも情報を共有し、学校・教育委員会・警察が連携して対応する。

(5) 保護者への周知と説明

学校は、いじめが犯罪行為に相当し得る場合には、警察への相談・通報を行うことがあることを、あらかじめ児童及び保護者に周知する。事案発生時には、被害児童及び保護者の心情に十分配慮しながら、学校の対応方針、教育委員会及び警察との連携の必要性、今後の見通しについて丁寧に説明する。加害児童の保護者に対しても、事実関係、学校の指導方針、警察との連携の有無について、児童の成長支援と再発防止の観点から適切に説明する。

(6) 警察との連携後の学校の役割

警察が捜査又は調査を行う場合であっても、学校は教育的な役割を失うものではない。学校は、警察と連携しながら、被害児童の安全確保と心のケア、加害児童への指導・支援、周囲の児童への指導、学級・学年の立て直しを継続して行う。また、警察への相談・通報を行った場合には、その日時、相談先、相談内容、指導・助言の内容、学校の対応、保護者への説明内容等を記録し、「学校いじめ防止対策委員会」で共有する。

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめの認識

ネットいじめとは、スマートフォン、タブレット、パソコン、ゲーム機等を用いて、インターネット上で行われるいじめをいう。SNS、メッセージアプリ、オンラインゲーム、動画投稿サイト、掲示板、チャット、メール等での悪口、仲間外れ、画像や動画の無断掲載、個人情報の拡散、なりすまし、誹謗中傷等が含まれる。

ネットいじめは、拡散が速く、匿名性が高く、学校外や家庭内で起こりやすいため、発見が遅れることがある。また、被害児童に深刻な精神的苦痛を与えることがある。

(2) 未然防止

本校では、児童に対して、発達段階に応じた情報モラル教育を行う。また、保護者に対して、家庭での使用ルールづくり、フィルタリング、利用時間、投稿内容の確認、オンラインゲーム上の交流等について啓発する。

指導する主な内容は、次のとおりである。

- 1 人を傷つける言葉を書き込まない。
- 2 友達の写真や動画を無断で撮影・投稿・共有しない。
- 3 個人情報を安易に載せない。
- 4 グループから外す、返信しないよう呼びかけるなどの行為もいじめになり得る。
- 5 オンライン上で困ったことがあれば、すぐに保護者や教職員に相談する。
- 6 書き込みや画像は証拠として保存しておくことが必要な場合がある。

(3) 早期対応

ネットいじめを把握した場合は、被害児童の心情に配慮しながら、投稿内容、画像、動画、メッセージ等の確認を行う。必要に応じて、保護者と連携し、画面保存、URL

の記録，投稿日時の確認等を行う。

学校だけで対応が困難な場合や，悪質な誹謗中傷，脅迫，性的な画像，個人情報の拡散等がある場合は，教育委員会，警察，関係機関と連携して対応する。

8 重大事態への対応

(1) 重大事態の考え方

重大事態とは，いじめにより，児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合，又は，いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合をいう。重大事態に該当するかどうかについては，明確に該当すると判断できる場合だけでなく，疑いがある段階で，速やかに甲斐市教育委員会に報告し，必要な対応を行う。

(2) 重大事態の疑いがある場合の対応

重大事態の疑いがある場合，学校は次の対応を行う。

- 1 被害児童の安全確保と心のケアを最優先する。
- 2 校長は，速やかに甲斐市教育委員会に報告する。
- 3 学校いじめ対策委員会を開催し，事実関係，支援体制，保護者対応，関係機関との連携を確認する。
- 4 被害児童及び保護者の意向を丁寧に確認する。
- 5 必要に応じて，甲斐市教育委員会の指導・助言のもと，調査に協力する。
- 6 調査に当たっては，公平性・中立性・透明性に配慮する。
- 7 調査結果に基づき，再発防止策を検討し，学校の取組を改善する。

(3) 平時からの備え

重大事態を防ぐため，平時から次の取組を行う。

- 1 学校いじめ防止基本方針を教職員で共通理解する。
- 2 いじめ対応の流れ，報告経路，記録様式を整備する。
- 3 教職員研修を実施し，いじめの積極的認知と組織対応を徹底する。
- 4 アンケートや教育相談を計画的に実施する。
- 5 児童・保護者に相談窓口を周知する。
- 6 重大事態ガイドライン等を踏まえ，学校の体制を定期的に点検する。

9 教職員研修

いじめ防止等に関する教職員の資質向上を図るため、年間計画に位置付けて研修を実施する。

研修内容は、次のとおりとする。

- 1 いじめ防止対策推進法及び国の基本方針に関する研修
- 2 いじめの定義と積極的認知に関する研修
- 3 いじめの早期発見と児童理解に関する研修
- 4 いじめ対応の流れ、記録、保護者対応に関する研修
- 5 重大事態への対応に関する研修
- 6 ネットいじめ、情報モラルに関する研修
- 7 特別な支援を必要とする児童、外国につながる児童、性的マイノリティに係る児童等、多様な背景をもつ児童への理解に関する研修
- 8 警察との連携、相談・通報すべき事案、保護者への説明に関する研修
- 9 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携に関する研修

10 保護者・地域・関係機関との連携

(1) 保護者との連携

学校は、保護者と連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。保護者に対しては、学校いじめ防止基本方針、相談窓口、学校の対応方針を年度初めに説明し、必要に応じて学校だより、学年だより、ホームページ等で周知する。

いじめが発生した場合は、被害児童及び加害児童の保護者に対して、事実関係と学校の対応方針を丁寧に説明し、継続的に連携する。

(2) 地域との連携

学校運営協議会、民生委員・児童委員、地域住民、関係団体等と連携し、児童を地域全体で見守る体制を整える。また、登下校時や地域での児童の様子について、必要に応じて情報共有を行う。

(3) 関係機関との連携

甲斐市教育委員会、甲斐警察署、児童相談所、医療機関、福祉機関、法務局、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、児童の状況に応じた支援を行う。犯罪行為に当たり得る事案や、生命・身体・財産に重大な被害が生じるおそれがある事案については、ためらうことなく関係機関に相談・通報する。

特に警察については、児童の安全確保と健全育成の観点から、平時から連絡窓口を確認し、必要に応じて早期に相談できる体制を整える。

II 学校いじめ防止基本方針の周知・点検・見直し

(1) 方針の周知

本方針は、教職員で共通理解を図るとともに、児童、保護者、地域に周知する。年度初めには、児童及び保護者に対して、本校のいじめ防止の考え方、相談窓口、対応の流れについて説明する。

また、学校ホームページ等に掲載し、いつでも確認できるようにする。

(2) 学校評価との関連

いじめ防止等の取組については、学校評価の項目に位置付け、児童、保護者、教職員の意見を踏まえて評価する。評価結果をもとに、未然防止、早期発見、早期対応の取組を改善する。

(3) 方針の見直し

本方針は、毎年度、学校いじめ対策委員会において点検し、必要に応じて見直す。法令、国・県・市町村の方針や通知、児童の実態、学校評価の結果、いじめ事案への対応状況等を踏まえ、より実効性のある方針となるよう改善を図る。

12 年間指導計画

	会議等	防止対策	早期発見
4月	○児童理解に関する情報交換（終礼等） ○学校いじめ防止基本方針の職員共通理解（職員会議） ○警察に相談・通報すべき事案の職員共通理解（職員会議） ○児童・保護者への方針説明（PTA総会） ○第1回学校いじめ防止対策委員会	○学級開き、学級のルールづくり ○相談窓口の周知 ○児童会活動（縦割り活動等）〈年間〉 ○道徳を要とした教育活動全般〈年間〉	
5月	○児童理解に関する情報交換（終礼等）		
6月	○児童理解に関する情報交換（終礼等） ○第1回学校運営協議会 ○第2回学校いじめ防止対策委員会	○個別懇談での保護者との情報交換	○QU検査実施 ○いじめアンケート実施
7月	○児童理解に関する情報交換（終礼等）	○個別懇談での保護者との情報交換 ○夏休み前の情報モラル指導	○いじめアンケート結果の分析と対応
8月	○教職員研修会（校内研究会） ○1学期のいじめ防止等の取組の振り返り（職員会議）		
9月	○児童理解に関する情報交換（終礼等）	○2学期の学級・学年づくり	○夏休み明けの児童観察 ○学級・学年の人間関係の確認
10月	○児童理解に関する情報交換（終礼等） ○第2回学校運営協議会		
11月	○児童理解に関する情報交換（終礼等） ○第3回いじめ防止対策委員会	○道徳公開授業 ○PTA教育を語る会・教育講演会	○学校評価児童保護者アンケート ○QU検査実施
12月	○児童理解に関する情報交換（終礼等）	○個別懇談での保護者との情報交換	○いじめアンケート実施 ○いじめアンケート結果の分析と対応
1月	○児童理解に関する情報交換（終礼等）	○3学期の学級・学年づくり	
2月	○児童理解に関する情報交換（終礼等） ○第3回学校運営協議会	○学年総会での保護者との情報交換 ○次年度への引継ぎ資料作成	○いじめアンケート実施
3月	○児童理解に関する情報交換（終礼等） ○第4回いじめ防止対策委員会 ○学校いじめ防止基本方針の見直し（委員会）	○1年間の学級・学年の反省	○いじめアンケート結果の分析と対応

13 いじめ対応の基本フロー

- 1 いじめ又はいじめの疑いの把握
- 2 被害児童の安全確保
- 3 管理職・生徒指導主任等への報告
- 4 「学校いじめ防止対策委員会」の開催

構成員：校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 学年主任 担任 養護教諭
特別支援コーディネーター

必要に応じて：SC SSW 学校運営協議会委員 甲斐市教育委員会
甲斐警察署 中央児童相談所 医療機関等の関係者

- 5 事実確認，聞き取り，記録
- 6 対応方針と役割分担の決定
- 7 被害児童への支援
- 8 加害児童への指導・支援
- 9 保護者への説明と連携
- 10 必要に応じた教育委員会・関係機関への報告，警察への相談・通報
- 11 学級・学年・学校全体への指導
- 12 継続的な見守り
- 13 解消の判断
- 14 再発防止策の検討と記録の保存

【関係機関】

○甲斐市教育委員会：055-278-1696 ○中北教育事務所：0551-23-3006
○甲斐警察署：0551-20-0110 ○中央児童相談所：055-288-1561
○市青少年カウンセラー：055-276-7521 ○子どもの人権110番：0120-007-110
○24時間子供SOSダイヤル：0120-0-78310（なやみいおう）

14 相談窓口

児童及び保護者が安心して相談できるよう、次の相談窓口を周知する。

校内の相談窓口

- ・ 担任
- ・ 学年主任
- ・ 生徒指導主任
- ・ 養護教諭
- ・ 教頭
- ・ 校長
- ・ スクールカウンセラー

校外の相談窓口

- ・ 甲斐市教育委員会：055-278-1696
- ・ 24時間子供SOSダイヤル：0120-0-78310（なやみいおう）
- ・ 中央児童相談所：055-288-1561
- ・ 甲斐警察署：0551-20-0110
- ・ 子どもの人権110番：0120-007-110
- ・ その他、地域の相談機関

おわりに

本校は、すべての児童が安心して学び、生活できる学校を目指し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に全力で取り組む。いじめを一部の児童の問題として捉えるのではなく、学校全体の課題として受け止め、教職員、児童、保護者、地域、関係機関が連携し、いじめを許さない学校づくりを進めていく。